

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県条例第十九号

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例

徳島県立学校設置条例（昭和三十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表のその二の表中「徳島県立城ノ内高等学校」徳島市北田宮二丁目」を削る。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。